

上越市道路占用料 新旧対照表

赤字 = 占用料の金額増、青字 = 占用料の金額減

改正後 (令和6年4月1日から)				改正前 (令和6年3月31日まで)			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
	占用物件	単位	金額		占用物件	単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	590円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	540円
	第2種電柱		900円		第2種電柱		830円
	第3種電柱		1,200円		第3種電柱		1,100円
	第1種電話柱		530円		第1種電話柱		480円
	第2種電話柱		840円		第2種電話柱		770円
	第3種電話柱		1,200円		第3種電話柱		1,100円
	その他の柱類		53円		その他の柱類		48円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円	
	地下に設ける電線その他の線類		3円	地下に設ける電線その他の線類		3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	510円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	470円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	320円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	290円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	960円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		440円	郵便差出箱及び信書便差出箱		400円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	960円		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	47円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	43円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		63円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		58円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		130円		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		120円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		320円		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		290円

上越市道路占用料 新旧対照表

赤字 = 占用料の金額増、青字 = 占用料の金額減

改正後 (令和6年4月1日から)				改正前 (令和6年3月31日まで)				
		外径が1メートル以上のもの				外径が1メートル以上のもの		
				630円			580円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円	自動運行補助施設	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円
		その他のもの		11円		その他のもの		10円
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	840円	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	770円
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	530円	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	480円
		地下に設けるもの		320円		地下に設けるもの		290円
その他のもの			1,100円	その他のもの			960円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		1,100円	法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	960円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの					Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの					Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			940円	上空に設ける通路			970円
地下に設ける通路			560円	地下に設ける通路			580円	
その他のもの			1,100円	その他のもの			960円	

上越市道路占用料 新旧対照表

赤字 = 占用料の金額増、青字 = 占用料の金額減

改正後 (令和6年4月1日から)				改正前 (令和6年3月31日まで)					
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	19円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	19円
	その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1月	190円		その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1月	190円
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき1月	190円	政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき1月	190円
		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	1,900円			その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	1,900円
標識			1本につき1年	840円	標識			1本につき1年	770円
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		19円	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		19円
		その他のもの	1本につき1月	190円			その他のもの	1本につき1月	190円
幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日		19円	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日		19円
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	190円			その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	190円

上越市道路占用料 新旧対照表

赤字 = 占用料の金額増、青字 = 占用料の金額減

改正後 (令和6年4月1日から)				改正前 (令和6年3月31日まで)					
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900円		
	その他のもの		940円		その他のもの		970円		
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	960円		
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額	政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額		
政令第7条第4号に掲げる工施用施設及び同条第5号に掲げる工施用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	190円	政令第7条第4号に掲げる工施用施設及び同条第5号に掲げる工施用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	190円		
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			110円	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			96円		
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの		階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額						

上越市道路占用料 新旧対照表

赤字 = 占用料の金額増、青字 = 占用料の金額減

改正後 (令和6年4月1日から)			改正前 (令和6年3月31日まで)		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.015を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.022を乗じて得た額	政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額

上越市道路占用料 新旧対照表

赤字 = 占用料の金額増、青字 = 占用料の金額減

改正後（令和6年4月1日から）			改正前（令和6年3月31日まで）		
	その他のもの	Aに 0.031を 乗じて 得た額		その他のもの	Aに 0.033を 乗じて 得た額
備考（略）			備考（略）		